

○追手門学院大学校友会将軍山奨学生制度規程

2017年2月13日

制定

(目的)

第1条 この制度は、追手門学院大学校友会（以下「校友会」という。）が追手門学院大学（以下「本学」という。）の学部学生及び学部卒業生に対し奨学金を支給することにより、校友会と在校生との交流及び将来の支部活動の活性化を図ることを目的とする。

(名称及び種類)

第2条 前条の奨学生制度に基づく奨学金を校友会将軍山奨学金（以下「奨学金」という。）といい、この奨学金を受ける者を校友会将軍山奨学生（以下「奨学生」という。）という。

2 奨学金の種類は次の通りとする。

- (1) タイプ1 各支部地域よりの本学学部入学者に対する奨学金
- (2) タイプ2 本学学部から本学大学院に進学する者に対する奨学金
- (3) タイプ3 本学学部または大学院入学者のうち、運動や芸術などの活動で秀でたる者に対する奨学金

(資金)

第3条 本奨学金は、校友会の原資をもって充てる。

(資格)

第4条 奨学金を申請する者は、以下の要件を満たしている者でなければならない。

- (1) タイプ1は各支部の地区地域からの学部入学者で学力・人物ともに優秀で学資の援助を必要とする者であること
- (2) タイプ2は本学学部学生で引き続き本学大学院へ進学する者のうち、学力・人物ともに優秀で学資の援助を必要とする者であること
- (3) タイプ3は本学学部または大学院入学者のうち、運動や芸術に秀でた活動を行う者であること。

(金額及び期間)

第5条 奨学金は給付制とし、金額は年間20万円とする。

2 奨学金の給付期間は当該年度限りとする。

(採用人数)

第6条 採用人数については別に定める。

(申請)

第7条 奨学金を受けようとする者は、所定の書類を所定の期日までに学生支援課へ提出しなければならない。

(選考基準)

第8条 奨学生の選考は、人物、家計状況、学力により、別に定める選考基準に基づいて行う。

(採用)

第9条 奨学生の採用は、学生支援委員会が書類審査を行い、学長が決定する。

(義務)

第10条 奨学生に採用された者は、在学中及び卒業又は修了後に校友会活動及び支部活動に積極的に関わらなければならない。

(異動)

第11条 奨学生は当該年度において、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、直ちに学生支援課に届け出なければならない。

- (1) 休学、退学又は除籍
- (2) 留学
- (3) 本人の氏名、住所、その他重要事項の変更
- (4) 奨学金を辞退するとき

(失格)

第12条 奨学生が当該年度において、次の各号の一に該当するときは、奨学生の資格を失うものとする。

- (1) 休学又は退学したとき
- (2) 除籍になったとき
- (3) 修学の見込みがないとき
- (4) 追手門学院大学学則第64条等により処分を受けたとき
- (5) 奨学金を辞退したとき
- (6) 正当な理由なく前条第2号及び第3号に定める届出を怠ったとき

(返還)

第13条 奨学生が前条各号のいずれかに該当する場合又は奨学金の受給が不相当と認められる場合には、返還を求めることができる。

2 前項により返還を求められた者は、所定の奨学金を、返還を求められた日から起算して2週間以内一括して返還しなければならない。

(所管)

第14条 この規程に関する事務は、学生支援課が行う。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2017年1月1日から施行する。なお、2017年1月1日在学生在で2016年度入学者にも適用する。

附 則

この規程は、2018年10月12日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。